

おりひめ

教育ローン

補助制度

今年度も
実施します！



お子様の学資資金を応援します！



学校に通うための、提携金融機関からの教育貸付金（教育ローン）について、

年利 **0.4%** ※

※元利均等毎月返済で、年0.4%の借入返済条件相当分

相当を **交野市** が補助いたします。

【補助額】 最大20,235円

(借入金100万円、期間10年の場合。詳細は裏面をご覧ください。)

令和5年度申し込み

申請期間：令和5年4月1日（月）～令和6年3月29日（金）まで

申請対象：提携金融機関で教育貸付金をお借入れされた方で、下記の①②を満たす場合

- ①進学、または在学を継続するための一括型教育貸付金であること。
- ②貸付金の借入人となる人、またはこの制度を利用して進学予定か在学継続をする人のどちらかが、交野市に居住し、住民登録を行っていること。

※当制度は対象のお子様ひとりにつき同一年度内に1回の利用とします。

※ご利用には上記以外にも条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

提携金融機関（支店記載のない金融機関ではどの支店でも申請対象となります）

京都銀行交野支店、池田泉州銀行交野支店、関西みらい銀行、

京都信用金庫、枚方信用金庫、JA北河内（順不同）

おりひめ教育ローン補助制度に関する申請・問い合わせ窓口

交野市教育委員会 学務保健課 TEL 072-810-8011

（受付時間：年末年始を除く平日 午前9時～午後5時30分）

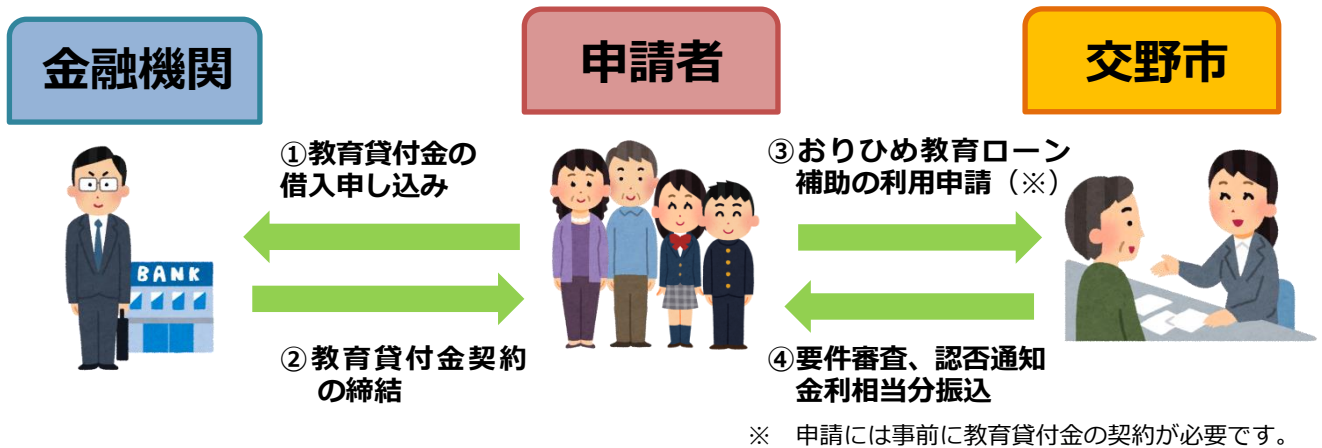
おりひめ教育ローン補助制度について

令和5年度の1年間、市は包括提携金融機関との連携のもと、新規の一括型教育ローン契約のうち、1融資100万円・10年間で限度として、一定の割合の補助を行います（借入れ条件がそれぞれ超える場合は、100万円・10年間で上限として取り扱います。）。

なお、「教育資金貸付金」の利率や対象となる借入期間等、個別商品の内容については、各提携金融機関にお問い合わせ下さい。

令和5年度内にすでに提携金融機関より教育貸付金をお借入されている方も対象となる場合がございますので、詳しくは交野市教育委員会 学務保健課（072-810-8011）までお問い合わせ下さい。

おりひめ教育ローン補助制度利用の流れ



セルフチェックシート

この制度の適用となるかどうかの目安として、まずは下のチェックシートでご確認ください。
すべてクリアしていることが、適用の前提となります。

- 貸付金の借入人となる人、または対象となるお子様のどちらかが、交野市に住民票を置いて居住している。
- 表の面の提携金融機関からの教育貸付金である。
- 令和5年度内（令和5年4月1日～）の契約であり、令和6年3月29日（金）までに市へ申請できる。
- 一括型の教育貸付金である。
- 借り換えの教育貸付金ではない。

申請に必要なもの

提携金融機関にてお借入され、制度の利用をご希望の方は、下記の書類等をご持参の上、
「交野市教育委員会 学務保健課（交野市私部2-29-1：青年の家内）」へご申請ください。



↑交野市ホームページ

- ①教育貸付金契約書の写し**（紛失されている場合、ご契約された金融機関へお問い合わせ下さい）
- ②教育貸付金の振り込みが確認できる通帳**（当該口座に補助相当金額を一括で振り込みます）

※申請書は学務保健課または市ホームページにご置きます。ご申請後、教育委員会で審査の上、適否について通知いたします。
※申請にかかる情報は、当制度のためだけに用いられ、他の目的には一切使用されません。